

(別記)

(公表様式3)

熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準

(保育所版)

◎ 評価機関

名 称	NPO法人九州評価機構
所 在 地	熊本市北区四方寄町426-4
評価実施期間	26年10月1日～27年2月7日
評価調査者番号	① 06-014
	② 06-085
	③ 13-003

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称： (施設名)	社会福祉法人 慈光明德会 慈光第一保育園	種別： 児童福祉施設：保育所
代表者氏名： (管理者)	理事長 藤岡洋子 園長 藤岡孝史	開設年月日： 昭和 18年11月日
設置主体： 経営主体：	社会福祉法人 社会福祉法人	定員：90 (利用人数) 92
所在地：	〒868-0621 熊本県球磨郡湯前町1962-1	
連絡先電話番号：	0966-43-2180	FAX番号：0966-43-2189
ホームページアドレス	http://www.ynbb.jp/jikou01/	

(2) 基本情報

サービス内容（事業内容）	施設の主な行事
保育（0～6歳）・学童保育（小1～6）・延長保育 ・ホリデー保育・一時保育・地域活動事業・子育てサークル	季節の伝統行事・夏祭り・運動会・敬老会・マラソン大会・餅つき 交流会・発表会・卒園式・仏教行事
居室概要	居室以外の施設設備の概要
0～6歳各年齢ごとの保育室6・遊戯室 調理室・ランチルーム・医務室・事務室・応接室	室外トイレ・学童保育室・プール・室内ランニングロード・ジオ換 気システム設置・太陽光パネル設置・教材庫・ロッカールーム

職員の配置

職 種	常 勤	パート	資 格	常 勤	非常勤
施設長	1		社会福祉主事任用資格	4	1
保育士	16		保育士	16	
調理師	2		幼稚園教諭	14	
その他	6	6	調理師	3	
児童厚生員			社会教育主事・中・高 教員免許・児童厚生員	2	1
合 計	25	6	合 計	39	2

※ 資格の種別は、保健・福祉・医療に関するものを記入してあります。

※ 複数の資格を持ち重複計上している場合があるため、職種と資格の数は必ずしも一致しません。

※ 2 評価結果総評

◆ 特に評価の高い点

1. 園内システムネットワークにより整合性・一貫性のある保育。

導入している園内ネットワークシステムは、理念から日案へつながる整合性と一貫性を高い水準で保つために充分機能しており、また全職員が理解し使いこなせている。日常における申し送りや連絡事項に限らず、保育業務全般をサポートしており、職員の業務軽減にも大きな役割を果たしている。

2. 定期的に行われている綿密な人事考課面接と自己評価による個々の研鑽。

執務態度考課面接を隔月、目標面接を年2回行っており、職員が自らの勤務実践を振り返り自己評価できる仕組みを構築している。勤務状態の把握だけでなく、個々の研修・育成状況等、評価・見直しも定期的実施されており、園内システムネットワークと併用して園の目標とする保育が提供されている。

3. 細部にわたり網羅している業務マニュアルの作成。

30項目180細目にわたり、場面や環境、対象者に応じた手順・対応・書式等が記された業務マニュアルを作成している。このマニュアルに従い、職員は園の求める標準的保育を理解し個々に差異の無い保育を提供している。

◆ 改善を求められる点

1. 中・長期計画を明確化することによる法人ビジョンの徹底。

中・長期計画は役員会で協議され策定されているが、職員や保護者には十分理解されているとはいえない面がある。今後は法人の方向性等を職員や保護者にも明示・説明していくことが望まれる。

2. 事故の未然防止策である事例の収集の有効活用。

ヒヤリハットの集積等、組織として子どもの安全を脅かす事例を収集し、それらを有効に活用することでの事故防止対策の徹底が期待される。

3. 第三者評価等の客観的評価の定期的受審。

人事考課面接を定期的に詳細に行い、保育の内容ならびに事業報告等によって内部的評価・見直しは徹底的に実施されているが、一方外部からの評価については十分とは言えない。今後は定期的に第三者評価等の客観的評価を受審されることが望まれる。

※ 3 第三者評価結果に対する事業者のコメント（400字以内）

(H27.2.6)

園舎改築に伴い第三者評価受審が義務付けられていたことでの受審であり積極的な受審ではなかったが、大変有効な学びの機会となった。

職員一人ひとりが前向きに取り組み、自己評価後「園全体のことをあらためて学ぶ機会になった。」「保育現場・保育を客観的に見つめ直す機会になった」「マニュアルをしっかりと読み返す機会となり保育の奥深さ・重さを改めて感じた。」と明日の保育へとつなげることができた。今後は定期的に受審し、フィードバックを重ね、更なる質の向上を目指したい。

その様な中で保護者アンケートの提出率の低さは残念であった。思いもよらない意見・要望は、保護者の気持ちを知る機会として有難かった。保護者の安心・安全を保障しない限り「子どもの最善の利益の保障」はないと考えている。言えずにいた不満を丁寧に検証し子ども達の幸せにつなげたい。

その他の結果に関しては真摯に受け止め敏速に改善し更なる向上に努めていく。

4 評価分類別評価内容

評価対象Ⅰ 1 理念・基本方針	法人理念である「子どもの最善の利益の追求と保証」と「仕事と子育ての両立・支援」を明文化し、また「保育所保育指針」「まことの保育」「脳科学に基づく適時性の保育」を日々の保育の根幹に据えて、将来「世のため人の為に生きようとする誇りある日本人育成」を保育目標として明文化している。理念同様、入園案内・園のしおり・業務マニュアル・ホームページ等に記載されている。 基本方針と理念の整合性が確保され、園児管理システムの管理日誌上にも明記しており、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。 理念や基本方針をわかりやすく説明した園のしおりを作成しており、エントランスにも大きく掲げて利用者への周知も行っている。
2 計画の策定	事業の方向性は役員会等で協議され策定されている。 事業計画は園内のシステムネットワーク上での職員会議や、毎月の会議でも意見が出された中で作成しており、年度終了時に限らず、年度途中においても、随時事業計画の実施状況の把握や評価が行われている。また、評価の結果に基づいて各計画の再確認や見直しが実施され、一連の過程が全職員の参加によって取組まれている。性能の高い園内システムネットワークが十分に活かされているといえる。 各計画は慈光明徳会ホームページにおいて利用者等にも周知しており、計画の中で日常の保育や子どもたちの処遇に影響を及ぼす可能性のあるものに関しては、各家庭への通信文書等でも知らせている。
3 管理者の責任とリーダーシップ	施設長は、自らの役割と責任について、職務資格等級フレーム・課業一覧表・職能要件表・職務分担表に記載し周知している。 平時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任についても明確化されており、就業規則・業務マニュアルを作成し明記されている。 人事考課制度の中の評価項目で、法令遵守への理解に関する項目を設けて取り組んでおり、隔月の執務態度評価および半期ごとの目標面接内において、各人の保育の質の向上に必要な指導および助言、課題に対する改善案を提示するようにしている。 園内システムネットワークの管理日誌上で発表するほか、慈光保育園クレドを作成・配布することで、質の向上に意欲を持てるよう指導力を発揮している。 業務の効率化や職員の安心安全を保証するため、定時定刻退勤ができる環境を整備しており、人事考課制度も取り入れ、組織の理念や基本方針の実現に向け、職員の働きやすい環境を整えている。また、施設長は毎月の予算執行状況を把握し、保育の質を

	確保するための、経営や業務の効率化・改善のための体制が構築されている。
評価対象Ⅱ 1 経営状況の把握	社会福祉事業全般や湯前町の動向については、地域の会議やコンサルタント・インターネット等を利用して情報を収集している。また湯前広報・旬報によって出生した園児も把握しており、中長期計画や各年度の事業計画に反映させている。 管理日誌に電気代の増減等を月々掲載する等、経営状況や改善すべき課題について職員に周知し、一緒に検討することによって意識を高めている。地中熱利用換気システムの導入によって実際の数値を目にする環境を整え、職員全員で取り組んでいる。会計システムも導入し、担当者が毎月会計も確認している。
2 人材の確保・養成	事業計画や基本方針の実現に必要な職員配置をおこなうため、ハローワークの活用や実習生の取込みを行っている。人事考課制度を取り入れ、客観的な人事考課を定期的実施している。就業規則や職務等級規定等の効果基準を職員に明確に示し、考課結果についても職員へフィードバックを行っている。客観性や透明性の確保が図られ職員の意識向上につながっており高く評価できる。 組織が目指す保育を実施するために、職員に求める基本的姿勢や意識を明示するとともに、園内研修として外部講師や園長によるSBT（スーパーブレイントレーニング）を実施している。 職員個別の育成計画の評価・見直しは人事考課面接にて実施しており、研修後、報告書を作成し、管理システム内の職員会議等により反省・見直しを行っている。 実習生の受け入れに関する意義や方針も業務マニュアルに記載しており、職員に周知している。連絡窓口、事前説明等の手順も記載されており、受け入れ前、実習初日、終了日等ケースにより詳細に決められている。
3 安全管理	子どもの安全確保について、施設長はリーダーシップを発揮し、事故マニュアル・感染症マニュアルを作成、各クラス別の防災マニュアルも作成することで担当者・責任者を明示して全職員に周知している。 園内にポスターや感染症予防のお知らせも掲示しており、感染症発生時には各家庭にメールで情報提供が適切に行われている。 また、火災・地震等起こりうる災害に対してもマニュアルを作成し体制および対応が定められ、年2回、不審者対策訓練も実施することで安全確保に取り組んでいる。地震時のリスク対策として上履き使用や2歳以上児分の防災ずきんの用意や0・1歳児幼のための避難車等が準備されている。保護者へも緊急のメールが届くように体制を整えている。

4 地域との交流と連携	地域の行事には積極的に参加しており、高齢者施設への慰問や、地域の中高生の保育・ボランティア体験も取入れている。敬老の日になんだ「ありがとう会」や運動会・発表会等には、地域の方々にも参加していただけるよう案内をしており、月2回開催している子育て支援事業「フォーリス」の案内も、行政をとおして地区ごとに回覧している。 日曜日・連休時には園庭を開放、子育てに役立つ講演会等を開催し、子育て家庭や地域への参加を呼びかけている。 ボランティア受入れに関してはマニュアルを作成しており、受入れの手順や心得について詳細に記載されている。 子どもの保育上の様々な課題に対応できるよう、民生委員・保健師・地域療育支援員・医師・小学校教諭・食育改善推進員等との連携を図っており、湯前町農村環境改善センター・小学校体育館・まんが美術館・湯ーとびあ・グリーンパレスほいほい広場等の社会資源の活用も積極的に行っている。 緊急時にも速やかに各関係機関に連絡できるよう連絡表を電話近くに掲示し、併せて児童虐待防止・早期発見等にも対応できるような仕組みを構築している。 関係機関及び地域の委員等との連携に基づき把握した地域のニーズは、一時保育・産休明け保育・延長保育・体調不良児・子育てサークル等に活かされ、実施した事業や活動に対する評価も園内システムや職員会議等を通じて行っている。
評価対象Ⅲ 1 利用者本位の福祉サービス	子どもの人権の擁護ならびに子ども・保護者のプライバシー保護についての姿勢は、業務マニュアルの中で位置づけることによって計画的に取り組まれており、高く評価できる。各マニュアルや園内管理システムを活用して職員に社会福祉事業に求められる姿勢・意識を周知している。 利用者（子ども・保護者）意向に関する調査は数年に一度全体アンケートを実施し、結果を分析・検討することでより良い保育の提供が行えるよう具体的な改善が図られている。また、保護者からの相談は、メール等をはじめ複数の手段で相談できるように整備し、個別相談もできるスペースを準備することで、保護者へ配慮している。 苦情解決の仕組みは園のしおりや掲示物に明記されており、苦情等があった場合には速やかに検討し対応策を保護者にフィードバックできる体制・仕組み（園だより等）を講じている。保護者からの意見も、園児管理システムに記入し、全職員が把握し検討したのち、解決策を速やかに保護者に伝達できる仕組みを整えている。 人事考課面接を定期的に詳細にわたって行っており、組織的に取り組んでいる。サービスの内容に関しても、園児管理システムによって定期的な評価を行っている。 標準的なサービスの実施方法については、保育理念や基本方針、保育課程に基づいて作成されており、マニュアル化され職員に周

	知徹底できるようシステム化されている。 人事考課面接においては、保育内容が標準的な実施方法に基づいて実施されているかどうかを確認しており、個々の観察や評価をすることで画一的な保育ではなく一人ひとり・一場面一場面でと配慮されている。 記録には子どもの発達状況、保育目標、生活状況の経過などが記載されており、その記録内容や書き方にも業務マニュアルにより定められている。また、園児管理システムと管理日誌において日々更新されており、関係する全職員へ周知されている。 子どもの記録の保管、保存、廃棄に関する規定を定めており、保護者等から情報の開示を求められた場合に関する規定も定めている。また、記録の管理について個人情報保護と情報開示の観点から、業務マニュアルに規定し職員に対して教育や研修を行っている。 発育発達状態、既往症、感染症等の発病状況についての個人情報守秘義務の遵守を職員に周知しており、個人情報保護法の趣旨を十分理解している。また、保護者に対しては個人情報の保護や開示について、園のしおりを使って説明するとともに、その利用についても承諾書をとっている。 園児管理システムでは組織における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みを整備しており、全職員で子どもや保護者の情報を共有するとともに、保育支援のあり方のみならず、必要な事項に関しては管理システムや管理日誌上で日々更新、話し合う機会も設けている。
--	---

3 サービスの開始 継続	園のしおり・園便りを保健センターに配置したり、町内には毎月子育てサークルの案内や情報を回覧している。 利用の説明に当たってはサービス内容や料金等が具体的に記載された園のしおりを使用し説明しており、見学や体験利用等の希望にも対応している。利用開始に当たっては保育の理念や内容、料金等について説明し、同意を得るようにしている。 退園時には、絵などの作品と連絡帳をつづり「おもいで帳」を渡している。転園先の園への情報提供はサービスの継続性が求められる場合において適切に行っている。
4 サービス実施 計画の策定	子どもの身体状況や生活状況等は、入園時に副園長・主任・担当保育士が面談を行い、園児管理システム中に記録されている。記録された事項に関しては、随時更新されるとともに定期的な直しも実施されている。 職員には適切な役割分担をしながら、指導計画が作成されている。年間指導計画から日案作成まで整合性と一貫性が保たれている。一人ひとりの子どもの発達過程や状況・実態を把握した案になっている。

	指導計画に限らずすべての計画・記録についての定期的見直しは園児管理システムにより実施しており、子どもの活動内容や結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取組む過程等も含め、綿密に記載されている。職員は自らの保育実践を振り返り、保育の改善に活かし、評価した結果をもとに次の計画を作成している。
評価対象Ⅳ A－1 保育所保育の基本	業務マニュアルの保育の基本に人権について記載され、園のしおりにも児童憲章の全文を明記されている。保育課程は、児童憲章等の趣旨をとらえており、保育課程の編成に関しては園児管理システムにより職員全員が参画できるようになっており、定期的に評価し、評価に基づき改善されている。 改築により空調システムを取り入れたことで、保育室は明るく衛生的で安全性も随所に配慮しており、子どもが安心して人や物とかかわれる環境が整備されているほか、乳児のための環境や保育の方法にも配慮されている。 子どもの自主性を尊重しており、自我の育ちを受け止めて、子ども一人ひとりの育ちに応じて、基本的生活習慣の定着が図られている。 3・4・5歳児は集団の中でそれぞれの目標や目的が達成できるよう環境が整えられおり、養護と教育の一体的なサービス展開がされている。指導計画に「就学」の欄を設け小学校との連携や就学に関連する事項が記載されている。年長児の一年間は保護者を巻き込んだ行事を多数計画し、保護者にも就学後の子どもの生活について見通しがもてるような取組みがされている。 業務マニュアルには、保育の基本をはじめ、勤務の心得、身だしなみ、丁寧な行動、言葉遣い等が記載されて徹底させている。 人的環境は保育士を十分に配置することで安全に過ごせるよう、また物的環境は園舎改築により、採光・保温・清潔等に配慮している。また、地熱を利用した換気システムの導入により通年快適な空間を作り出しており、雨天・PM2.5対策としてランニングロードや遊戯室を整備して、いつでも体を動かすことのできる環境を用意している。 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されており、自由に遊びに取組めるよう配慮されている。 自分の健康に関心を持ち、病気の予防や健康増進のための習慣や態度が身につけられるよう、バランスのとれた食事について話しをする等、食育についても取組まれている。 3・4・5歳児を縦割りにし異年齢の子どもとの交流が図られており、学童とも過ごす機会を設けている。2歳児からのお当番活動、給食準備、配膳、お掃除、朝礼の進行等、子どもが役割を果たせ

	るような取組み、季節感のある素材での遊び、夏祭りや文化祭を開催し子どもたちが主体的に地域の人たちに接する機会を設けている。地域行事等にも出かけて、社会体験が得られる機会も作っている。 年長児は活動に英語を取り入れ、ネイティブの講師が来園し指導しており、様々な話し言葉に触れる機会を設けている。絵本の読み聞かせ・絵画活動・制作活動等を取り入れ、様々な表現活動にも取り組んでいる。 トイレや各部屋の案内表示は来所者にもわかりやすく、車イスの方や高齢者にも、施設内の移動がスムーズにできるようバリアフリーになっている。 保育に関しては、年・月・週・日で評価反省を行っています。全職員には執務態度考課面接は隔月で行い、目標面接を年2回実施している。自ら自己評価に取り組むことで、振り返り、改善や専門性の向上に努めており、自己評価が互いの学びあいや意識の向上に繋がっている。
A－2 子どもの生活と発達	面接により生育歴や家庭環境を把握し、子ども一人ひとりの違いを尊重しながら記録を全職員が共有化できるような体制が構築されている。障がいのある子どもに対しても、生活の質を高められるよう、遊びをとおした保育の計画を作成しており、子どもの特性に配慮した個別計画が立てられている。また、地域の特別支援員の定期的な訪問指導を受け、必要に応じて、医療機関や専門機関とも連携を図っている。 異年齢で一緒に遊ぶことで家庭的な雰囲気が感じられるようにも取り組まれている。 ランチルームでも異年齢での食事を楽しむための雰囲気づくりに配慮しながら、保育士や調理師と一緒に食事をする中で、子どもの食べる量や好き嫌いを把握している。食育計画は、保育の計画の中に位置付けている。旬の物や季節感のある食材を選び、行事食にも取り組んでいる。 健康診断・歯科検診の結果は、園児管理システムに記録され、職員に周知し、家庭での保育にも反映できるよう保護者に伝えている。アレルギー疾患のある園児には、食事の提供において代替食を用意し、保育士が適切に対応できる仕組みを作っている。電解水を使用するなどし、衛生管理には特に注意を払っている。
A－3 保護者に対する支援	「早寝早起き朝ご飯」を掲げ、家庭との連携についても計画的に強化を図っている。子どもたちに人気のメニューのレシピ紹介やブログによる配信で、保護者にも保育所で提供する食事に対する関心を促している。クラス懇談会後に一緒に昼食を食べる機会も

	設けており、発育期にある子どもの食事の重要性を保護者に伝える努力をしている。 保護者に保育の意図や保育についての理解を促す機会としてクラスごとの懇談会を実施し、保護者との相互理解・共通理解を図っている。新年度や大きな行事の前には保護者役員会を開催し意見交換を行い、必要に応じて援助している。 朝の受け入れに関するマニュアルも作成し、朝の視診において、表情・発言等、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見にも努めている。また、必要に応じて関係機関との連携がとれるよう仕組みも整えている。
--	--

(参考) 利用者調査の手法等

調査の手法	対 象 者	対 象 数(人)	基準数に満たない場合の理由
アンケート調査	利 用 者 本 人		
	家 族 ・ 保 護 者	57人	
聞き取り調査	利 用 者 本 人		
	家 族 ・ 保 護 者		
観 察 調 査	利 用 者 本 人		

評 価 細 目 の 第 三 者 評 価 結 果 【 保 育 所 版 】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ－１ 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ－１－（１） 理念、基本方針が確立されている。		
	Ⅰ－１－（１）－① 理念が明文化されている。	Ⓐ・b・c
	Ⅰ－１－（１）－② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	Ⓐ・b・c
Ⅰ－１－（２） 理念、基本方針が周知されている。		
	Ⅰ－１－（２）－① 理念や基本方針が職員に周知されている。	Ⓐ・b・c
	Ⅰ－１－（２）－② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	Ⓐ・b・c

Ⅰ－２ 事業計画の策定

		第三者評価結果
Ⅰ－２－（１） 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
	Ⅰ－２－（１）－① 中・長期計画が策定されている。	a・Ⓑ・c
	Ⅰ－２－（１）－② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	a・Ⓑ・c
Ⅰ－２－（２） 事業計画が適切に策定されている。		
	Ⅰ－２－（２）－① 事業計画の策定が組織的に行われている。	Ⓐ・b・c
	Ⅰ－２－（２）－② 事業計画が職員に周知されている。	Ⓐ・b・c
	Ⅰ－２－（２）－③ 事業計画が利用者等に周知されている。	Ⓐ・b・c

Ⅰ－３ 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅰ－３－（１） 管理者の責任が明確にされている。		
	Ⅰ－３－（１）－① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	Ⓐ・b・c
	Ⅰ－３－（１）－② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅰ－３－（２） 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
	Ⅰ－３－（２）－① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c
	Ⅰ－３－（２）－② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ－１ 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ－１－（１） 経営環境の変化等に適切に対応している。		
	Ⅱ－１－（１）－① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	Ⓐ・b・c
	Ⅱ－１－（１）－② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	Ⓐ・b・c
	Ⅱ－１－（１）－③ 外部監査が実施されている。	a・Ⓑ・c

Ⅱ－２ 人材の確保・養成

		第三者評価結果
Ⅱ－２－（１） 人事管理の体制が整備されている。		
	Ⅱ－２－（１）－① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	Ⓐ・b・c
	Ⅱ－２－（１）－② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	Ⓐ・b・c

Ⅱ－２－（２） 職員の就業状況に配慮がなされている。		
	Ⅱ－２－（２）－① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	Ⓐ・b・c
	Ⅱ－２－（２）－② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	a・Ⓑ・c
Ⅱ－２－（３） 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
	Ⅱ－２－（３）－① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	Ⓐ・b・c
	Ⅱ－２－（３）－② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	Ⓐ・b・c
	Ⅱ－２－（３）－③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ－２－（４） 実習生の受入れが適切に行われている。		
	Ⅱ－２－（４）－① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	Ⓐ・b・c

Ⅱ－３ 安全管理

		第三者評価結果
Ⅱ－３－（１） 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
	Ⅱ－３－（１）－① 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	Ⓐ・b・c
	Ⅱ－３－（１）－② 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
	Ⅱ－３－（１）－③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し、対策を実行している。	a・Ⓑ・c

Ⅱ－４ 地域との交流と連携

		第三者評価結果
Ⅱ－４－（１） 地域との関係が適切に確保されている。		
	Ⅱ－４－（１）－① 利用者と地域との関わりを大切にしている。	Ⓐ・b・c
	Ⅱ－４－（１）－② 事業所が有する機能を地域に還元している。	Ⓐ・b・c
	Ⅱ－４－（１）－③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	Ⓐ・b・c
Ⅱ－４－（２） 関係機関との連携が確保されている。		
	Ⅱ－４－（２）－① 必要な社会資源を明確にしている。	Ⓐ・b・c
	Ⅱ－４－（２）－② 関係機関等との連携が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ－４－（３） 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
	Ⅱ－４－（３）－① 地域の福祉ニーズを把握している。	Ⓐ・b・c
	Ⅱ－４－（３）－② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	Ⓐ・b・c

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ－１ 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ－１－（１） 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
	Ⅲ－１－（１）－① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
	Ⅲ－１－（１）－② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ－１－（２） 利用者満足の上昇に務めている。		
	Ⅲ－１－（２）－① 利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備し、取組をおこなっている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ－１－（３） 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	Ⅲ－１－（３）－① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	Ⓐ・b・c
	Ⅲ－１－（３）－② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	Ⓐ・b・c
	Ⅲ－１－（３）－③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	Ⓐ・b・c

Ⅲ－２ サービスの質の確保

	第三者評価結果
Ⅲ－２－（１） 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。	
Ⅲ－２－（１）－① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	a・ b ・c
Ⅲ－２－（１）－② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	a・ b ・c
Ⅲ－２－（２） 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。	
Ⅲ－２－（２）－① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	a ・b・c
Ⅲ－２－（２）－② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a ・b・c
Ⅲ－２－（３） サービス実施の記録が適切に行われている。	
Ⅲ－２－（３）－① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	a ・b・c
Ⅲ－２－（３）－② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a ・b・c
Ⅲ－２－（３）－③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	a ・b・c

Ⅲ－３ サービスの開始・継続

	第三者評価結果
Ⅲ－３－（１） サービス提供の開始が適切に行われている。	
Ⅲ－３－（１）－① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	a ・b・c
Ⅲ－３－（１）－② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	a ・b・c
Ⅲ－３－（２） サービスの継続性に配慮した対応が行われている。	
Ⅲ－３－（２）－① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a・ b ・c

Ⅲ－４ サービス実施計画の策定

	第三者評価結果
Ⅲ－４－（１） 利用者のアセスメントが行われている。	
Ⅲ－４－（１）－① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	a ・b・c
Ⅲ－４－（２） 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。	
Ⅲ－４－（２）－① サービス実施計画を適切に策定している。	a ・b・c
Ⅲ－４－（２）－② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a ・b・c

評価対象Ⅳ

A－１ 保育所保育の基本

	第三者評価結果
A－１－（１） 養護と教育の一体的展開	
A－１－（１）－① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a ・b・c
A－１－（１）－② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a ・b・c
A－１－（１）－③ １・２歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a ・b・c
A－１－（１）－④ ３歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a ・b・c
A－１－（１）－⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかわりに配慮されている。	a ・b・c
A－１－（１）－⑥ 職員の接し方について、児童ひとりの個人として尊重する取り組みを行っている。	a ・b・c
A－１－（１）－⑦ 入園当初の環境変化に対応できるよう支援している。	a ・b・c

A-1-(2) 環境を通して行う保育		
	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	㉠・b・c
	A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	㉠・b・c
	A-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	㉠・b・c
	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかわるような人的・物的環境が整備されている。	㉠・b・c
	A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	㉠・b・c
	A-1-(2)-⑥ 施設・設備に関して、子ども・保護者や来所者が利用しやすいよう配慮した取り組みを行っている。	㉠・b・c
A-1-(3) 職員の資質向上		
	A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	㉠・b・c

A-2 子どもの生活と発達

		第三者評価結果
A-2-(1) 生活と発達の連続性		
	A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	㉠・b・c
	A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	㉠・b・c
	A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	㉠・b・c

A-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場		
	A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	a・b・c
	A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。	a・b・c
	A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	a・b・c
	A-2-(2)-④ 食育の取り組みを行っている。	a・b・c
	A-2-(2)-⑤ 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a・b・c
A-2-(3) 健康及び安全の実施体制		
	A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	a・b・c
	A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒の発生時に対応できるような体制が整備されている。	a・b・c

A-3 保護者に対する支援

		第三者評価結果
A-3-(1) 家庭との緊密な連携		
	A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a・b・c
	A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	a・b・c
	A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	a・b・c
	A-3-(1)-④ 保護者組織の活動に対する援助や意見交換を行っている。	a・b・c
	A-3-(1)-⑤ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	a・b・c

(参考)

	第三者評価結果		
	a	b	c
共通評価基準（評価対象Ⅰ～Ⅲ）	45	8	0
内容評価基準（評価対象A1～A3）	29	0	0
合 計	74	8	0